

經濟水道委員會

說明資料

平成29年3月17日

觀光文化交流局

目 次

	頁
1 スポーツ産業及びスタジアム・アリーナにかかる各府省庁の取組み……………	1
2 全国の航空旅客数の実績値及び予測値……………	2
3 空見地区における大規模展示場整備の事業費にかかる報道……………	3
4 空見地区における大規模展示場整備のために必要な建設費以外の事業費…	5
5 県から提示された「名古屋市「空見地区大規模展示場」についての 愛知県の認識」に対する本市の見解……………	6
6 大規模展示場の整備に関する調査の実施に県が賛同しない理由……………	9
7 知事記者会見における知事の発言（要旨）及び本市の見解……………	10
8 空見地区における大規模展示場整備に関する県への提出資料 （平成28年2月1日提出）……………	12
9 空見地区における大規模展示場整備に関する東邦瓦斯株式会社との 調整の経緯……………	13
10 大規模展示場の整備に関する調査の実施にかかる東邦瓦斯株式会社 の見解……………	14
11 空見地区における大規模展示場整備の想定スケジュール……………	15
12 空見地区における大規模展示場整備にかかる港湾計画の変更及び 臨港地区の分区の変更に関する手続きの流れ等……………	17
13 空見地区における大規模展示場のイメージ図等……………	19
14 空見地区における残存設備・貸出不可部分の配置及び借用部分の面積……	21
15 展示会主催者宛アンケート調査……………	22
16 空見地区における土壌調査……………	23

17	平成28年11月1日の空見地区における視察での土壌に関する 担当主幹の主な説明内容	24
18	空見地区における東邦瓦斯株式会社の自主的調査地点等	25
19	空見地区における大規模展示場整備に関する県への提出資料 (平成29年2月22日提出)	26
20	東邦瓦斯株式会社空見環境センターにおける平成16年及び18年の 土壌汚染に関する公表資料	28
21	港区金城ふ頭二丁目7番2(金城ふ頭駐車場)にかかる土壌汚染の 調査期間等	32
22	天守閣整備にかかる財源フレーム(案)	33
23	長期の需要予測における漸減傾向	35

(添付資料)

スポーツ産業及びスタジアム・アリーナにかかる各府省庁の取組み(詳細)

産業競争力会議実行実現点検会合(第44回)資料(抜粋)

「スポーツ産業の活性化に向けて」

スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会(第1回)資料(抜粋)

「日本経済再生本部「日本再興戦略2016」」

「スポーツ未来開拓会議 中間報告 概要」

空見地区における大規模展示場整備に関する調査について

1 スポーツ産業及びスタジアム・アリーナにかかる各府省庁の取組み

区 分		内 容
平成27年 10月	平成23年8月施行の「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、文部科学省が、「スポーツ庁」を外局として設置	スポーツを通じた地域・経済活性化のため、スポーツ産業に関する取組みを推進することとした
平成28年 2月	スポーツ庁及び経済産業省が、「スポーツ未来開拓会議」を設置（オブザーバーとして、国土交通省、観光庁等も参加）	スポーツ産業の活性化のため、有識者により、日本のスポーツビジネスにおける戦略的な取組みを進めるための方針を検討
平成28年 6月	内閣が、「日本再興戦略2016」を閣議決定	官民戦略プロジェクト10に、「スポーツの成長産業化」を位置づけ、スタジアム・アリーナ改革を進めることとした
	スポーツ未来開拓会議が、中間報告を公表	日本再興戦略2016を踏まえ、「スタジアム・アリーナを核とした街づくり（スマート・ベニュー構想）の実現」を方向づけた
平成28年 7月	スポーツ庁が、経済産業省、国土交通省、観光庁の協力を得て、「スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会」を設置	スポーツ未来開拓会議の議論を踏まえ、プロスポーツリーグ関係者、自治体関係者等により、スタジアム・アリーナのあり方を検討
平成28年 11月	スポーツ庁が、「スタジアム・アリーナ改革指針」を公表	スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会の議論を踏まえ、スポーツを通じた経済活性化、地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナのあり方を示した
平成29年 3月(予定)	スポーツ未来開拓会議が、「スポーツ産業ビジョン(仮)」を公表	スポーツ産業振興の戦略的な取組みを示す

2 全国の航空旅客数の実績値及び予測値

(単位：百万人)

区 分		航空旅客数		
		国 際	国 内	計
実績値	平成27年度	76	96	172
予測値	平成34年度	87～95	89～100	176～196
	平成44年度 (参考値)	111～136	85～110	196～245

注1 予測値は、国土交通省第9回交通政策審議会航空分科会基本政策部会の資料
(平成25年9月)による

2 概ね10年後までの需要予測のため、平成44年度は参考値

3 端数処理のため、計は一致しない場合がある

3 空見地区における大規模展示場整備の事業費にかかる報道

(1) 報道された事業費とそれに対する本市の見解

区 分	事業費総額の想定		本市の見解
新展示場 建設費	約825億円	ポートメッセなご や新第1展示館の 概算工事費を基に 面積比から想定	<ul style="list-style-type: none"> ・報道された市の建設費「250億円」は、県市共同で展示場を整備するよう県に働きかけるため、愛知県国際展示場の想定整備費300億円を元に、面積比から試算した平成28年2月時点のもの ・空見地区は無柱かつ移動式観客席を備える多目的施設である新第1展示館のようなものは考えていない
土壌汚染 対策費	100億円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関による自主調査の一部として地歴調査を実施し、区域内の汚染リスクを判定 ・当該地歴調査によりその後の調査範囲及び調査内容を決定。この段階で概算経費の積算及び期間の算出が可能となる
新 駅	23億円	大規模展示場の整備等に関する調査業務報告書（平成28年3月 名古屋市中の、稲永ふ頭における大規模展示場の整備可能性調査 概算事業費と工程計画から想定	<ul style="list-style-type: none"> ・報道された金額は稲永ふ頭の積算であり、空見地区においては、来年度調査で概算額を算出
連 絡 デ ッ キ	22億円		
立 体 駐 車 場	106億円		

区 分	事業費総額の想定		本市の見解
東邦ガス 施 設 の 移 転 費 用	約30億円 と仮定	—	・残存建築物の撤去、移設、 新設等にかかる費用として、 東邦ガスの試算では約10 億円
事 業 費 総 額	1,105億円		・概算総事業費は来年度調査 で積算

(2) 報道内容及び県の見解

区 分	内 容
東海テレビ放送 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・「市が空見ふ頭に事業費250億円で構想している国際展示場の建設費などについて県が4倍の1,100億円規模になるとの独自の試算をしていたことがあきらかに」と報じた(3月10日) ・資料の提出を要請したところ、ニュースの中で報道した愛知県の資料については、放送以外の目的で公開もしくは譲渡することはできないと回答を受けた(3月16日)
中京テレビ放送 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・同試算とともに「県の幹部によると、試算は大村秀章知事の指示で作られたものということで、これをもとに市の建設構想を止めたい狙いがあるとみられる」と報じた(3月13日) ・資料の提出を要請したが、回答を得られなかった(3月16日)
愛 知 県	<ul style="list-style-type: none"> ・東海テレビ放送の報道を受け、県の担当課に問い合わせたところ「そうした試算は行っていない」との回答(3月11日) ・定例知事会見において東海テレビ放送記者からの「空見の名古屋市の事業について、県でも独自に総事業費はこれくらいかかるんじゃないかという想定を作られているようですが」という問いに知事は、「そういうことはありません」と回答(3月13日)

4 空見地区における大規模展示場整備のために必要な建設費以外の事業費

区 分	金 額	備 考
東邦ガス既存施設の移転	約10億円	残存建築物の撤去、移設、 新設等にかかる費用として 東邦ガスが試算
新駅の整備	来年度調査で概算額を算 出	
デッキの整備		
駐車場の整備		
土壌汚染対策		
土地代	約2億円/年	公示価格より算出

5 県から提示された「名古屋市「空見地区大規模展示場」についての愛知県の認識」に対する本市の見解

(1) 場所について

県の認識	市の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・東邦ガスは、県と名古屋市が一致しない限り、土地は貸さない。 ・市の構想が実現できないものと認識しており賛同しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・東邦ガスには「愛知県と名古屋市がよく話をしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」という見解を確認している ・空見地区における様々な課題を来年度調査で検討し、その対応策を整理することで、県が認識している課題を解決し、大規模展示場構想を実現させたい
<ul style="list-style-type: none"> ・東邦ガスの既存施設を移設するには多額の費用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔など既存施設の一部を残したまま整備することがで費用を抑える
<ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率、駐車場整備、共用スペース等を確保する必要があることを勘案すると、展示面積は3～4万㎡程度しか建設できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域を商業地域に変更することで、建ぺい率を60%から80%に上げ、設計を工夫することで5万㎡規模の展示場整備は可能と考える ・駐車場共用施設など具体的な施設配置は来年度調査の中で検討する
<ul style="list-style-type: none"> ・東邦ガスの自主調査は、施設建設を前提とした調査ではなく、展示場予定地の部分はほとんどカバーしていない。平成24年まで稼動していた汚染土壌処理プラントの跡地も調査していない ・土壌汚染対策法に基づく調査と措置が必要となり、相当の時間と費用が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査や汚染土壌処理プラントに対する認識は県と同じ ・来年度調査の中で地歴調査を実施し土壌汚染の可能性及びその範囲、対策について検討するとともに、概算費用とスケジュールを算出する

(2) 交通アクセスについて

県の認識	市の見解
<ul style="list-style-type: none">・あおなみ線の新駅、幹線道路（6車線）をまたぐ連絡デッキの調整が必要となり、整備に相当の時間と経費がかかる	<ul style="list-style-type: none">・交通アクセスは港湾関係者の理解を得るためにも重要であり、また利用者の利便性向上につながることから、来年度調査で概算事業費を明らかにし、しっかり取り組んでいく
<ul style="list-style-type: none">・4月1日にはレゴランドが開業。周辺道路は相当に混雑する恐れがある	<ul style="list-style-type: none">・金城ふ頭における交通対策については、住宅都市局を中心に、港湾関係者の理解を得ながら、金城ふ頭駐車場や歩行者デッキの整備、交差点改良、交通誘導など各種取組を行っている

(3) 港湾の用途規制について

県の認識	市の見解
<ul style="list-style-type: none">・名古屋港管理組合は、愛知県、名古屋市の二者で設立した一部事務組合であり、事業を進める上では両者の合意が大前提。空見の構想は合意ができないため、港湾計画の変更手続に入ることができない	<ul style="list-style-type: none">・分区の見直しにおいては、県市合意のうえで港湾運営の観点から名古屋港管理組合が判断するものであるため、来年度調査において課題と対応策を整理し県市の調整を図っていく

(4) 事業性について

県の認識	市の見解
<ul style="list-style-type: none">・莫大な費用や時間が必要。事業性に大きな疑問	<ul style="list-style-type: none">・新第1展示館を着実に整備し、当地域における新たな需要を創出することで、市内における10万㎡の展示場整備構想には、十分な事業性があると考えている・アジア競技大会開催までの完成を目指す

(5) 以上を踏まえた愛知県の実況

県の実況	市の見解
<p>・県としては、空見地区での展示場構想は、事業可能性が無く、具体化できないと考えている。従って、賛同することはできない</p>	<p>・新第1展示館を着実に整備し、当地域における新たな需要を創出することで、市内における10万㎡の展示場整備構想には、十分な事業性があるとする</p>

6 大規模展示場の整備に関する調査の実施に県が賛同しない理由

県に確認したところ、平成29年3月15日に県から市へ提出された「名古屋市「空見地区大規模展示場」についての愛知県の認識」のとおりと回答を得た

7 知事記者会見における知事の発言（要旨）及び本市の見解

(1) 平成29年3月13日の定例知事記者会見

知事の発言（要旨）	本市の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ 29年度の調査予算について、私が調査をやってちょうよと言ったと市長は答弁をしているが、そういう事実はない ・ 平成29年1月30日、立食パーティーの会場で、市長が（空見の調査予算をつけることについて）ぼそぼそと私の耳元で囁いた際、私は、本当にそんなことやるのかと、お前やめとけよと言ってぼそと返した 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月30日に、懇談会の会場で知事に寄って行って、「空見については2,000万円調査費をつけさせてもらうから頼む」と話した。知事は、「調査はしっかりやってくれ」と答えた
<ul style="list-style-type: none"> ・ もし市長が、そう（調査をやって良いと私が言ったと）主張するなら、一般社会の常識として、証拠を示して主張をしなければいけない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人が2名いる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年2月3日に市が空見の構想を発表した際に、数々の問題を県から指摘したが、その後、市から一切の回答はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年5月に市長が知事に対し空見地区における展示場整備の時期等について説明した ・ 県の指摘した問題については、来年度の調査結果をふまえて調整を図る
<ul style="list-style-type: none"> ・ （港湾計画の変更及び臨港地区の分区の変更は）県の許認可権限に関わることである 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分区の見直しにおいては、県市合意のうえで港湾運営の観点から名古屋港管理組合が判断するものであるため、来年度調査において課題と対応策を整理し県市の調整を図っていく
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東邦ガスは県と市が一致しなければ土地は貸さないということを、何度も確認している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用に関する東邦ガスの見解は「愛知県と名古屋市がよく話をしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」と確認している
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の問題も懸念される。全部調べなければそれが完全に払拭されるかどうかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度調査の中で地歴調査を実施し土壌汚染の可能性及びその範囲、対策について検討するとともに、概算費用とスケジュールを算出する

(2) 平成29年3月15日の臨時知事記者会見について

知事の発言 (要旨)	市の見解
<ul style="list-style-type: none"> 河村氏が証人といっている名古屋市職員の、河村氏の部下であり、利害関係人そのものであるため、客観的な証人と足り得ない。みんなで打ち合わせをして口裏を合わせている。事実と異なる発言をしたと認めていただきたい 	<ul style="list-style-type: none"> 1月30日に懇談会の会場で知事に寄っていき、空見については2,000万円調査費をつけさせてもらうから頼むと話した。知事は、「調査はしっかりやってくれ」と答えた 職員2名も知事の発言を確認しており、証人として有効である。口裏合わせはしていない。県に対して、しかるべき対応を求めるよう検討する
<ul style="list-style-type: none"> 2月1日に直接電話で否定し、2月15日に記者会見という公の場で否定したにもかかわらず、市長は3月7日の市会本会議で事実と異なる答弁をした。はっきりと説明していただきたい 	<ul style="list-style-type: none"> 1月30日の懇談会の会場での知事からの調査はしっかりやってくれという発言に基づき答弁した 2月15日の知事記者会見では、空見の展示場は事業として成り立たない旨の発言はあるが、調査を否定したものではないと認識している
<ul style="list-style-type: none"> 3月に入って東邦ガスの責任者と面談したところ、県市の意見が一致しない段階で東邦ガスが動くことはない、東邦ガスは土地を貸さない、と聞いた 	<ul style="list-style-type: none"> 3月15日に副市長が東邦ガスの役員に確認したところ、「愛知県と名古屋市がよく話をしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」という見解を確認した 県の合意がなければ土地を借りることができないということは認識している
<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市から東邦ガスに正式かつ具体的な打診はなく、予算の話も新聞紙上で知ったと聞いている 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の必要性は以前から説明しており、予算の具体的な内容については、予算公開を待って、公開の2日後である2月17日に説明した

8 空見地区における大規模展示場整備に関する県への提出資料（平成28年2月1日提出）

項目	愛知県	名古屋市	備考
建設予定地	空港島(常滑市)	空見ふ頭	
施設規模	約6万㎡	約5万㎡ ポートメッセとの 一体運用により 9万㎡	
建設費	約300億円 + α程度	約250億円 + 移転費用10億円 + 新駅24億円 + 土壌汚染対策費	県と同レベルの 施工と仮定して 算出
土地代	県有地のため無償 ※逸失利益 約324.8億円 (@113,200 × 287,000㎡)	約2億円/年	土地代は今後の 交渉による
拡張可能性	約2万～4万㎡程度 の展示面積の拡張 が可能	将来的にはさらに10 万㎡以上の拡張の 余地がある	定期借地契約中の 用地の貸出期間満 了後 移転計画のある フェリーふ頭 (西側に隣接)
ポートメッセとの 一体性	ポートメッセと併せて 中京都市圏として 10万㎡を実現 (39.1km 43分)	隣接するポートメッセ との連携で10万㎡に 近づける (1.9km 4分)	
技能五輪国際大会 誘致に向けて	単一会場10万㎡が 前提とすれば増設ま たは仮設館の設置 が必要	ポートメッセとの 一体活用により 開催可能と思われる	

9 空見地区における大規模展示場整備に関する東邦瓦斯株式会社との調整の経緯

区 分	内 容
平成27年 12月 2日	田宮副市長が空見ふ頭の土地の活用について打診
12月25日	「愛知県と名古屋市がよく話をしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」との方針のもと、土地の利用について了承を得る 移設を要する施設とそれに要する期間、概算工事等の説明を受ける
平成28年 2月 8日	移設工事や土壌処理にかかる説明を受ける
2月16日	移設工事や土壌処理に関する説明を受ける
3月 4日	移設工事の工程等の説明を受ける
4月 5日	大規模展示場整備の現在の検討状況を説明
5月24日	土地利用について相談
6月 2日	空見の敷地内を視察
7月26日	空見地区における大規模展示場の整備に関する課題についての調査を検討している旨報告
10月19日	県市連携の取組み（展示会研究会）について状況報告
12月 7日	県市連携の取組み（展示会研究会）について状況報告
平成29年 1月20日	空見地区における大規模展示場の整備に関する課題についての調査を検討している旨報告
2月17日	予算公開を受け、空見の調査費の予算について説明
2月22日	「愛知県と名古屋市がよく話をしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」という従来の方針に変更がないことを確認
3月 1日	土壌調査について相談
3月 6日	土壌調査について相談し、「当社に関する調査については可能な範囲で協力する」と了解を得た 県市連携の取組み（展示会研究会）について状況報告
3月14日	従来の方針に変更がないことを確認
3月15日	従来の方針に変更がないことを確認

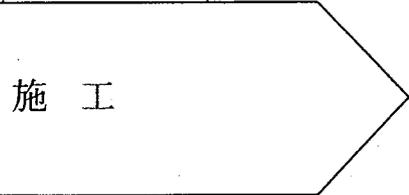
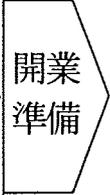
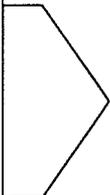
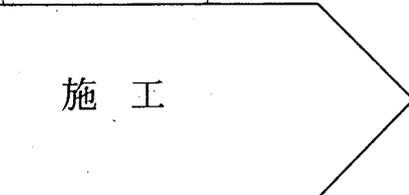
10 大規模展示場の整備に関する調査の実施にかかる東邦瓦斯株式会社の見解

当社と関係する調査については、可能な範囲で協力する

1 1 空見地区における大規模展示場整備の想定スケジュール

区分	2 9	3 0	3 1	3 2	3 3
各種調査等	調査 ・条件整理 ・施設概要 ・アクセス計画 ・需要予測 ・その他 課題整理	事前調整 基本計画 ・整備手法 ・事業手法	都市計画変更（市） 臨港地区の分区及び 港湾計画の変更（名管）		○建築確認申請 ○建築許可
設計施工			事業者選定		設 計
新 駅		鉄道事業者・名管との調整 周辺事業者との調整/用地買収			設 計
備 考			愛知県国際 展示場開業		

注 平成29年度の調査は港湾計画の変更及び臨港地区の分区の変更にかかる準備調査を兼ねる

34	35	36	37	38	39
				開業	
					
国際展示場 新第1展示 館開業				アジア競技 大会開催	リニア開業

1 2 空見地区における大規模展示場整備にかかる港湾計画の変更及び臨港地区の分区の変更に関する手続きの流れ等

(1) 手続きの流れ

区 分	内 容	関係法令
準 備 調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・交通計画その他課題調査 ・整備概要の検討 	—
事 前 調 整	<ul style="list-style-type: none"> ・施策実施において必要な国、県、名古屋港管理組合との協議 ・周辺立地企業と事前協議 	平成12年 港管第2236号通達
事 前 協 議	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画及び分区変更に関する関係者協議 	地方自治法 第245条の4
名古屋港管理 組 合 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者が港湾計画変更手続き等について予定案件として報告（議決必要なし） 	名古屋港審議会 条例第3条
名古屋港審議会 専 門 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者が名古屋港審議会専門部に港湾計画の土地利用計画の軽易な変更を諮問 ・過半数で議決 ・答申 	名古屋港審議会 条例第8条 名古屋港審議会 運営規定第7条
名古屋港審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋港審議会に分区の変更を諮問 ・過半数で議決 ・答申 	名古屋港審議会 条例第7条
港 湾 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・分区指定の告示 	港湾法第39条

(2) 関係法令の内容

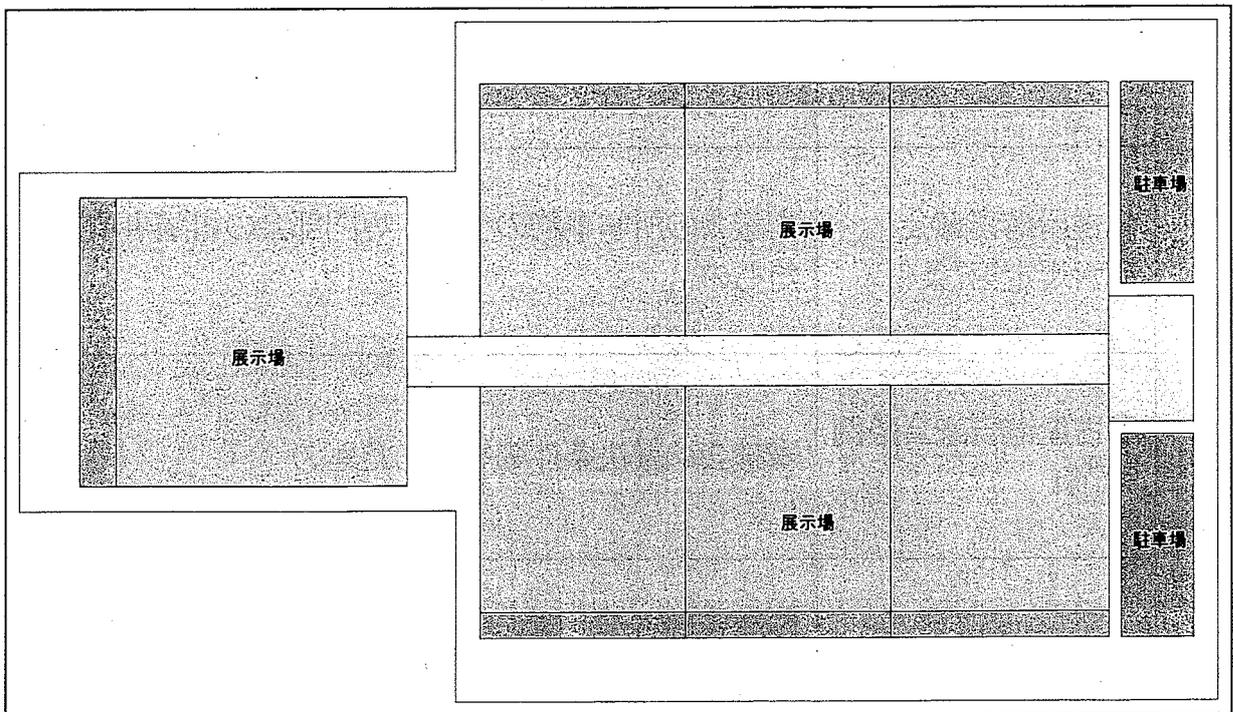
区 分	内 容
平成12年 港管第2236号通達	都港湾行政都市行政及び建築行政の円滑な調整に資するよう都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針について定めたもの
地方自治法 第245条の4	各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関、普通地方公共団体の長その他の執行機関がお互いの技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求ができること定めたもの
名古屋港審議会条例 第3条	審議会は、港湾管理者の諮問に応じて、港湾計画に関する事項等の調査審議を行う等の審議会の所掌事務を定めたもの
名古屋港審議会条例 第8条	審議会に、専門的事項について審議し、又は調査研究するため、専門部会をおくことができることを定めたもの
名古屋港審議会 運営規定第7条	審議会の所掌事務のうち、専門部会の審議事項等を定めたもの
名古屋港審議会条例 第7条	審議会の議決条件等を定めたもの
港湾法第39条	港湾管理者が、臨港地区内において分区を指定できることを定めたもの

1.3 空見地区における大規模展示場のイメージ図等

(1) 敷地面積等

区 分	内 容
敷地面積	97,000m ²
建築面積	72,000m ²
展示面積	50,000m ²
駐 車 場	4,800m ²
建ぺい率	74%

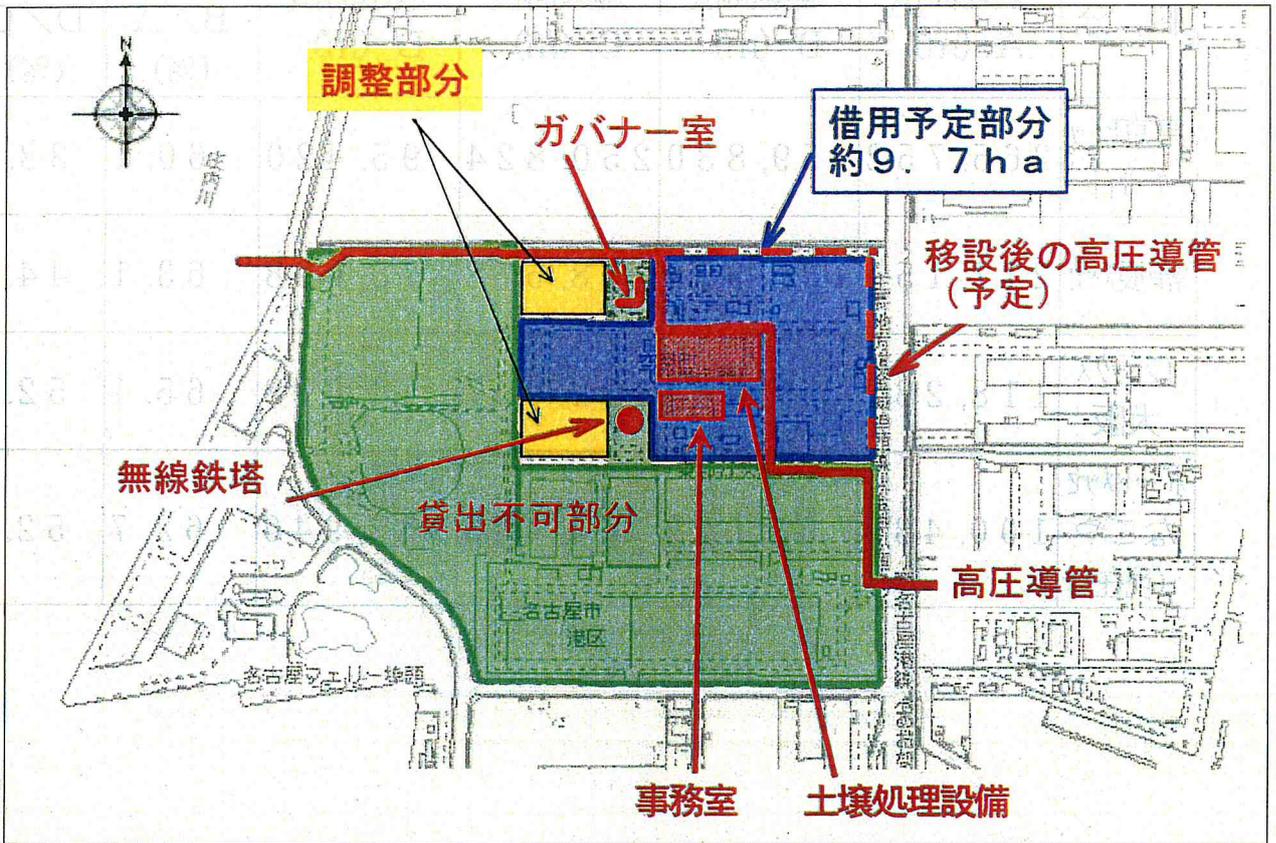
(2) イメージ図



(3) 主な国内展示場の敷地面積等

区 分	敷地面積 A (m ²)	建築面積 B (m ²)	延床面積 C (m ²)	展示面積 D (m ²)	建ぺい率 B/A (%)	展示割合 D/C (%)
東京ビッグ サイト	265,752	159,830	250,824	95,420	60.1	38.0
幕張メッセ	217,151	136,979	168,578	75,098	63.1	44.5
インテックス 大阪	118,287	77,044	132,997	70,078	65.1	52.7
ポートメッセ なごや (現在)	100,489	63,023	64,443	33,946	62.7	52.7

1.4 空見地区における残存設備・貸出不可部分の配置及び借用部分の面積



注 高圧導管等の移設を検討しており、移設費用については今後調整

1.5 展示会主催者宛アンケート調査

(1) 概要

平成28年2月18日に開かれた日本展示会協会主催の大規模展示場整備構想に関する説明会において、県とともに展示場整備を行う構想について発表した後、出席者アンケート調査を実施

(2) 対象者

日本展示会協会所属の展示会主催団体及び企業（20団体・社に依頼、17団体・社より回答）

(3) 主な設問等

ア 主な設問

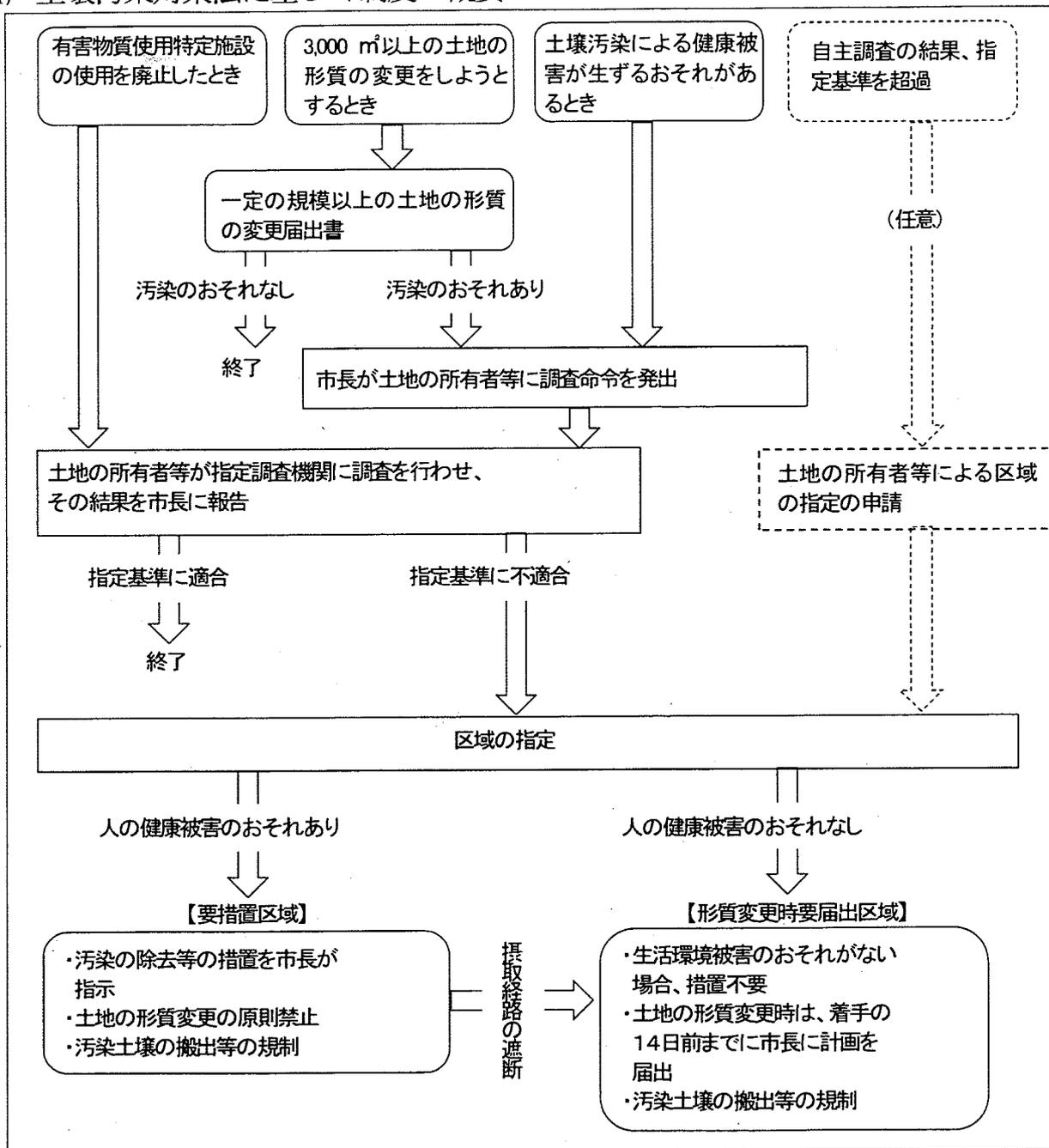
本市の展示会場計画の説明を聞きどのように感じましたか

イ 主な回答

- ・市内からのアクセスが良い。名古屋駅から近く利便性が高い
- ・拡大に賛成
- ・広さも十分で魅力的
- ・産業振興施策との連動に説得力を感じる
- ・運営経験がプラス
- ・新駅設置が課題
- ・県市が協力し一つの魅力的な会場を作ってほしい
- ・展示会ビジネスは拡大の可能性有。首都圏との補完効果

1.6 空見地区における土壌調査

(1) 土壌汚染対策法に基づく制度の概要



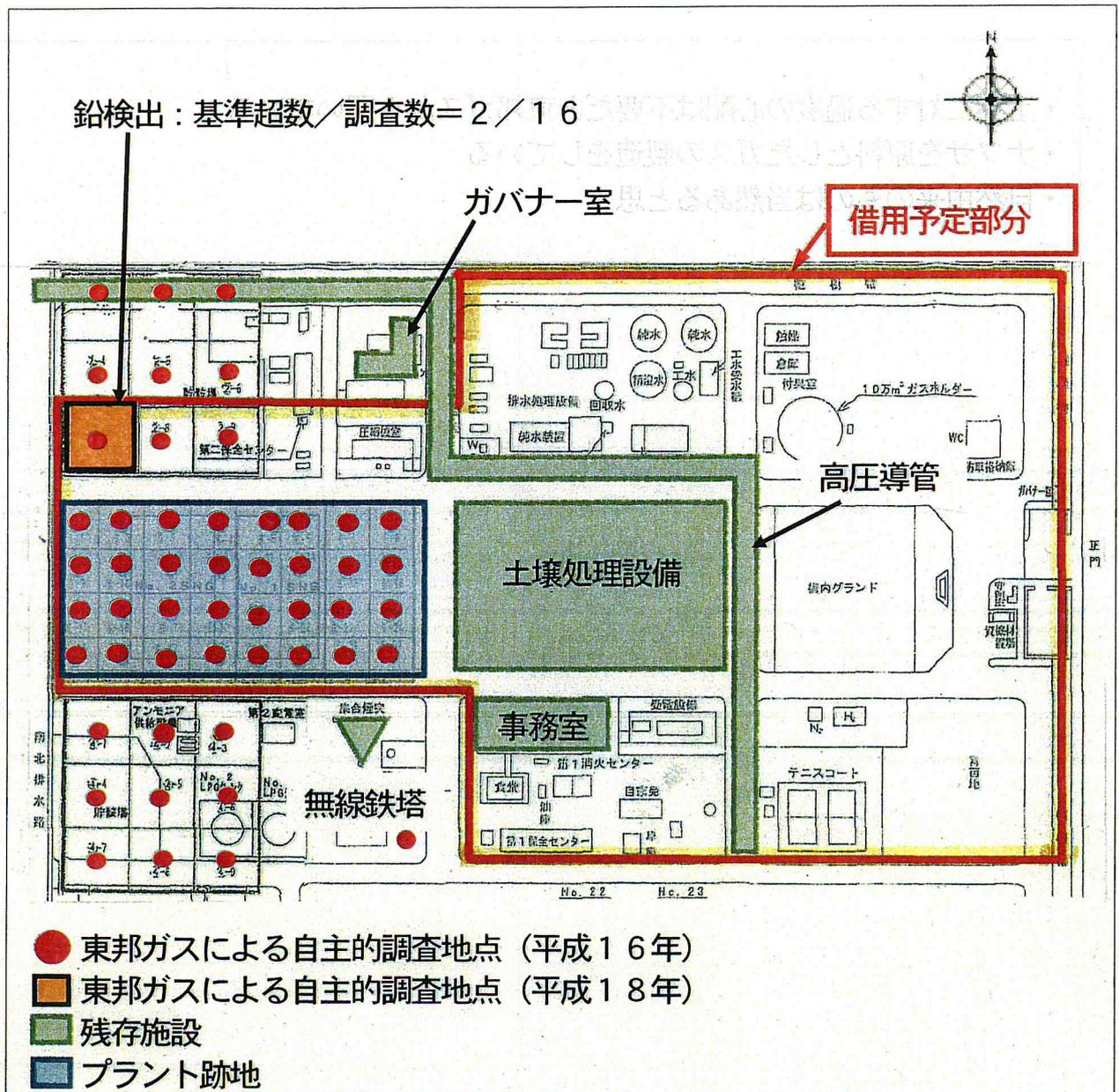
(2) 平成29年度の調査内容

- ・平成29年度に、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関による自主調査の一部として地歴調査を実施し、区域内の汚染リスクを判定
- ・当該地歴調査によりその後の調査範囲及び調査内容を決定。この段階で概算経費の積算及び期間の算出が可能となる

17 平成28年11月1日の空見地区における視察での土壌に関する担当主幹の主な説明内容

- ・土壌に対する過度の心配は不要だと東邦ガスから聞いている
- ・ナフサを原料としたガスの製造をしている
- ・自然由来のものは当然あると思う

18 空見地区における東邦瓦斯株式会社の自主的調査地点等



19 空見地区における大規模展示場整備に関する県への提出資料（平成29年2月22日提出）

(1) 提出文書

平成29年2月22日

愛知県 振興部 地域政策課
大規模展示場準備室 室長
坂田 一苑 様

名古屋市 観光文化交流局 観光交流部
主幹（国際展示場整備構想等）
柳原 貴人

空見地区における大規模展示場整備について

平素は、市政の推進に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件にかかる平成29年2月16日付の一部新聞（朝刊）におきまして、愛知県知事の発言として、空見地区には土壌汚染の懸念がある旨の報道がございました。

当該土地については、過去に都市ガス製造プラントがありましたが、東邦ガスはプラント廃止時に自主的に土壌調査を実施し、その結果や対策について平成16年12月に公表しております。

その後、本市環境局と東邦ガスで協議を重ねたうえで、更に詳細調査を行い、汚染範囲及び対策方法を決めて適切に処理された旨、本市として報告を受けております。

上記公表資料につきまして添付させていただきますので、ご確認くださいませよう
よろしく願いいたします。

(2) 環境局による指摘箇所

提出文書	指摘箇所
当該土地については、(中略)東邦ガスはプラント廃止時に自主的に土壌調査を実施し、その結果や対策について平成16年12月に公表しております。	当該土地については、(中略)東邦ガスはプラント廃止後に自主的にプラントが設置されていた場所等において土壌調査を実施し、その結果や今後の対応について平成16年12月に公表しております。
本市環境局と東邦ガスで協議を重ねたうえで、更に詳細調査を行い、汚染範囲及び対策方法を決めて適切に処理された旨、本市として報告を受けております。	東邦ガスは、更に詳細調査を行い平成18年4月14日に、掘削土については処理を終了したこと、一部基準を超えた土壌が残っていることなどが記載された「汚染拡散防止措置完了届出書」が本市に提出されております。

(3) 県への対応

県へ提出した文書への対応については、再提出等を今後検討

20 東邦瓦斯株式会社空見環境センターにおける平成16年及び18年の土壤汚染に関する公表資料

(1) 平成16年公表資料「土壤・地下水汚染の報告について」(1枚目)

平成16年12月16日

市政記者クラブ 様

環境局公害対策部公害対策課
 公害対策課長 加藤(972-2671)
 主幹(化学物質) 伊藤(972-2676)
 有害化学物質対策係長 加藤(972-2677)

土壤・地下水汚染の報告について

下記のとおり、土壤・地下水汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

- 1 報告者 東邦瓦斯株式会社
- 2 報告日 平成16年12月14日
- 3 報告の根拠 自主報告
- 4 対象地名 東邦瓦斯(株)空見環境センター
- 5 住所 名古屋市港区空見町1-6
- 6 対象地の概要 工場跡地(工業地域)
360,189m²

7 汚染状況

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壤汚染等処理基準	基準/調査超数/調査数
土壤含有量調査	鉛及びその化合物	461 mg/kg	3.1 倍	150 mg/kg以下	1/10
地下水調査	ほう素及びその化合物	2.8 mg/L	2.8 倍	1 mg/L 以下	1/1

8 本市の対応

報告者に対し、必要な追加調査及び対策を実施するよう指導を行う。

なお、平成14年度にこの事業場周辺で実施した地下水常時監視では、ほう素は基準に適合していた。また、周辺に飲用井戸はない。

9 報告者の連絡先

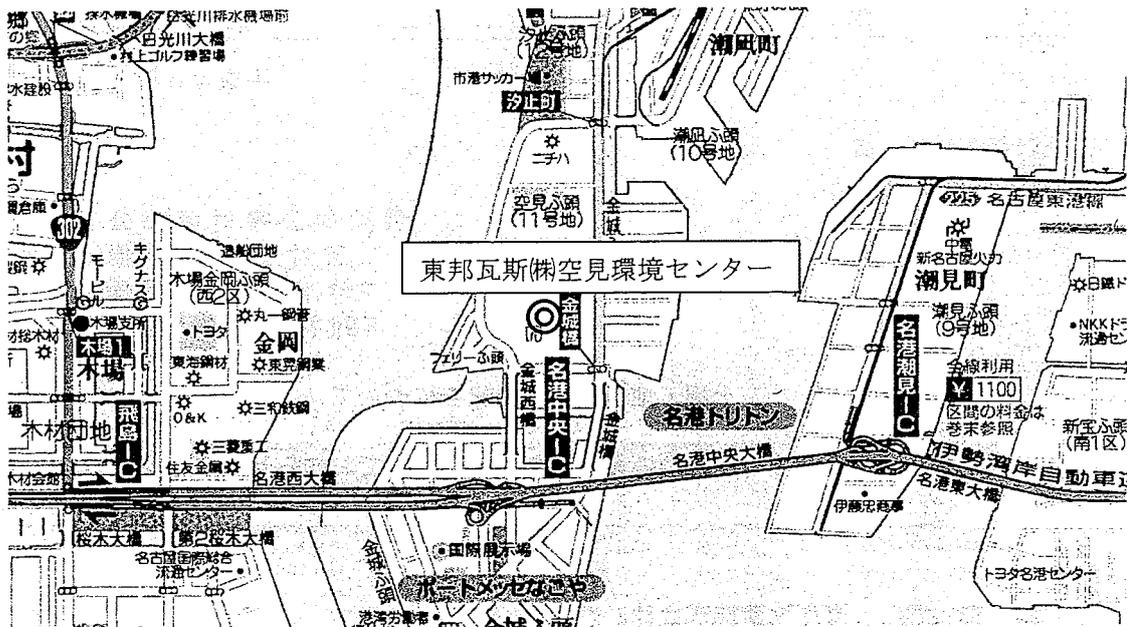
東邦瓦斯株式会社

生産計画部 マネジャー [REDACTED] (052) [REDACTED] - [REDACTED]

広報部 マネジャー [REDACTED] (052) [REDACTED] - [REDACTED]

なお、本件については、報告者からも中部経済産業局記者クラブ及び電力研究会(中電クラブ)で本日公表されると聞いております。

(2) 平成16年公表資料「土壌・地下水汚染の報告について」(2枚目)



<参考>

土壌汚染等処理基準を超過した物質の毒性について

・鉛

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。人における鉛の経口摂取による発ガン性は、適切な資料が現在まで報告されていない。

*10g は、今回の汚染物質濃度 (461 mg/kg) では、土 22kg に含まれる量になります。

・ほう素

急性毒性：悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こす。ホウ酸の中毒量は成人で 1~3 g、経口致死量は成人で 15~20 g、幼児で 5~6 g、乳児で 2~3 g といわれている。

慢性毒性：ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起こる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告がある。ラットを用いた催奇形性試験では胎児の体重増加抑制がみられた。

*1g は、今回の汚染物質濃度 (2.8 mg/L) では、水 360 L に含まれる量になります。

出典「改訂2版水道水質基準ガイドブック」

下線部分は、名古屋市において挿入しました。

(3) 平成18年公表資料「土壌・地下水汚染の報告について」(1枚目)

平成18年2月20日

市政記者クラブ 様

環境局公害対策部公害対策課
公害対策課長 加藤(972-2671)
主幹(化学物質) 酒井(972-2676)
有害化学物質対策係長 中村(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

- 1 報告者 東邦瓦斯株式会社
- 2 報告日 平成18年2月16日
- 3 報告の根拠 自主報告
- 4 対象地名 東邦瓦斯(株)空見環境センター
- 5 住所 名古屋市港区空見町1-6
- 6 対象地の概要 工場跡地(工業地域)
360,189m²

7 汚染状況

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準/調査超数/調査数
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.028~0.034 mg/L	2.8~3.4 倍	0.01 mg/L以下	2/16

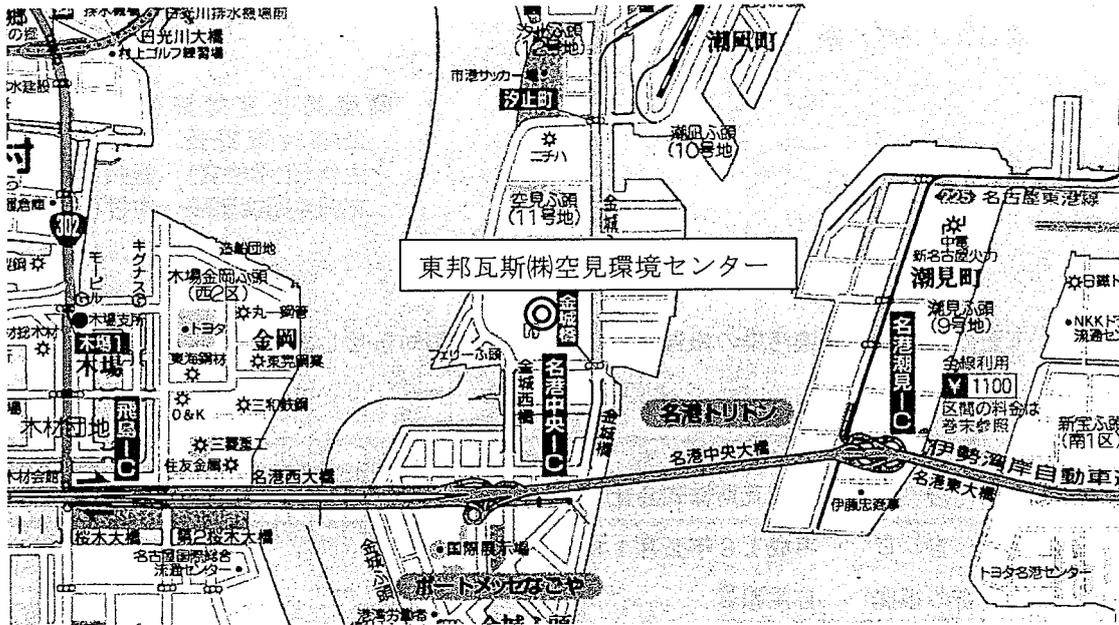
※ 調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含む。

※ 地下水調査では、基準に適合していた。

- 8 本市の対応
報告者に対し、必要な対策を実施するよう指導を行う。
なお、周辺に飲用井戸はない。
- 9 報告者の連絡先
東邦瓦斯株式会社
生産計画部 マネジャー [REDACTED] (052) [REDACTED] - [REDACTED]
広報部 マネジャー [REDACTED] (052) [REDACTED] - [REDACTED]

なお、本件については、報告者からも中部経済産業局記者クラブ及び電力研究会(中電クラブ)で本日公表されると聞いております。

(4) 平成18年公表資料「土壌・地下水汚染の報告について」(2枚目)



< 参 考 >

土壌汚染等処理基準を超過した物質の毒性について

・鉛

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。人における鉛の経口摂取による発ガン性は、適切な資料が現在まで報告されていない。

*10g は、今回の汚染物質濃度 (0.034 mg/L) では、水 290KL に含まれる量になります。

出典「改訂2版水道水質基準ガイドブック」

下線部分は、名古屋市において挿入しました。

2.1 港区金城ふ頭二丁目7番2（金城ふ頭駐車場）にかかる土壌汚染の調査期間等

(1) 調査期間

区分	日程	期間
概況調査	平成27年4月13日 ～平成27年6月12日	約2月
詳細調査	平成27年7月15日 ～平成27年10月30日	約3.5月

(2) 汚染土対策に要した期間（汚染土の搬出処理）

区分	日程	期間
搬出処理	平成27年12月7日 ～平成28年3月26日	約4月

(3) 汚染土対策に要した経費

区分	金額	土地の権利者	費用負担
土壌汚染調査費	80百万円	本市	本市
汚染土搬出処理費	2,527百万円	本市	本市
計	2,607百万円		

注 金額は予算額

2.2 天守閣整備にかかる財源フレーム（案）

(1) 本市の入場者見込みに基づく試算（平成37年度以降の入場者数366万人）

ア 収入

（単位：百万円）

区 分	金 額	積算の考え方
使用料	102,133	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城全体の入場料収入のうち、75%を天守閣に充当 ・平成34年度（8か月） 1,860百万円（335万人分） 平成35年度 2,509百万円（452万人分） 平成36年度 2,260百万円（407万人分） 平成37年度以降 2,032百万円（366万人分）

イ 支出

（単位：百万円）

区 分	金 額	積算の考え方
公債償還金	60,565	<ul style="list-style-type: none"> ・元金 50,500百万円 ・利子 10,065百万円
運営管理費	28,183	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度実績に基づき算出 ・平成28～33年度（天守閣竣工前） 各年度平均約104百万円を計上 ・平成34～83年度 各年度平均約551百万円を計上
集客促進費	200	木造復元にかかる周年事業
修繕費	3,086	平成83年度までの必要額
基金積立	10,099	支出を上回る収入について基金積立
計	102,133	

(2) 株式会社日本総合研究所の入場者見込みに基づく試算（平成36年度以降の入場者数345万人）

ア 収入

(単位：百万円)

区 分	金 額	積算の考え方
使用料	95,948	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城全体の入場料収入のうち、75%を天守閣に充当 ・平成34年度（8か月） 1,821百万円（328万人分） 平成35年度 2,187百万円（394万人分） 平成36年度以降 1,915百万円（345万人分）

イ 支出

(単位：百万円)

区 分	金 額	積算の考え方
公債償還金	60,565	<ul style="list-style-type: none"> ・元金 50,500百万円 ・利子 10,065百万円
運営管理費	28,183	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度実績に基づき算出 ・平成28～33年度（天守閣竣工前） 各年度平均約104百万円を計上 ・平成34～83年度 各年度平均約551百万円を計上
集客促進費	200	木造復元にかかる周年事業
修繕費	3,086	平成83年度までの必要額
基金積立	3,914	支出を上回る収入について基金積立
計	95,948	

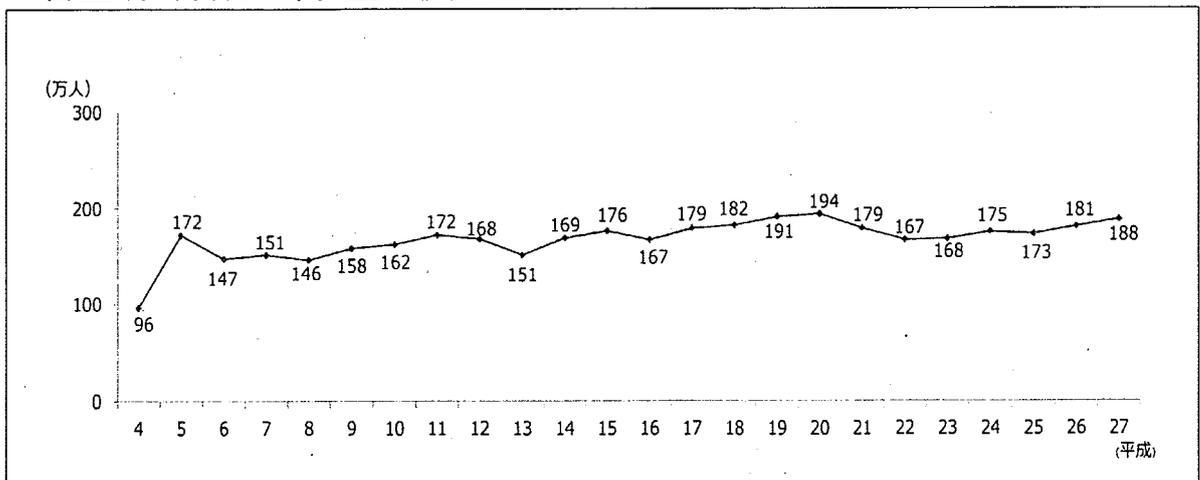
2.3 長期の需要予測における漸減傾向

(1) 株式会社日本総合研究所の意見

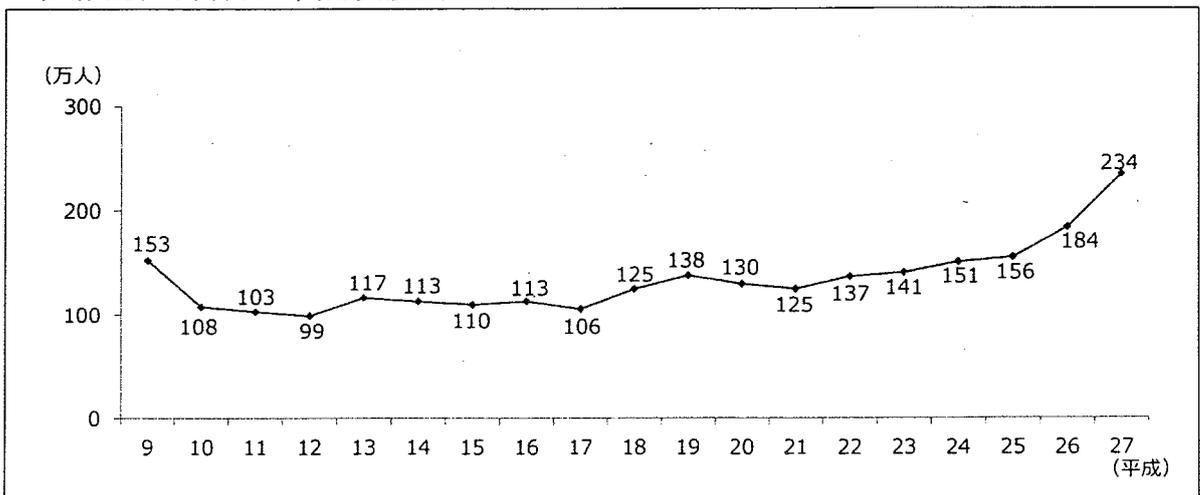
- 一般的な漸減率というものはない。「長期予測の場合には漸減トレンドを設定しておくことが現実的である」という指摘は、設備投資した後に、何もしなければ時間とともに入場者数は落ち込んでいくということである
- 集客施設の需要予測は、「需要予測の基本的な考え方」で示したように、「初期値（開業年度）⇒魅力低下による逡減⇒追加投資（魅力向上）による底上げ⇒魅力低下による逡減」を繰り返すものである
- こうした事例の一つとしてテーマパークを挙げることができるが、一方でこのようなアトラクションの新規性と城郭のような歴史的建造物の場合とは事情が異なるので、参照する事例としては、城郭のデータが適当である
- 名古屋城においても時宜を得た投資（魅力向上）や積極的な民間ノウハウの活用により、漸減を生じさせない施策を恒常的に実施することが肝要である

(2) 城郭における入場者数の推移

ア 首里城（平成4年度正殿復元）

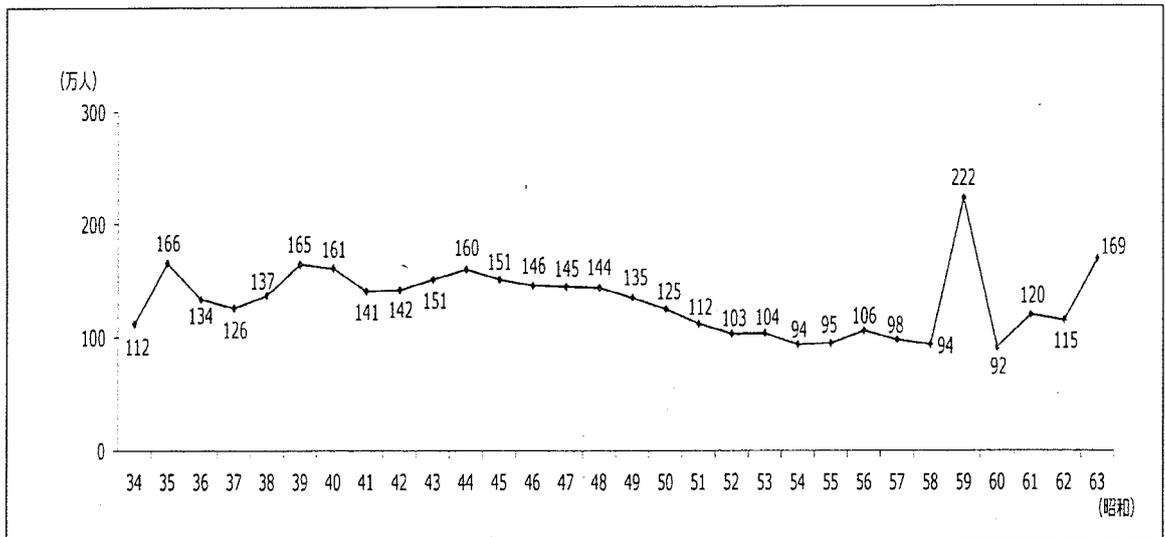


イ 大阪城（平成9年度改修）



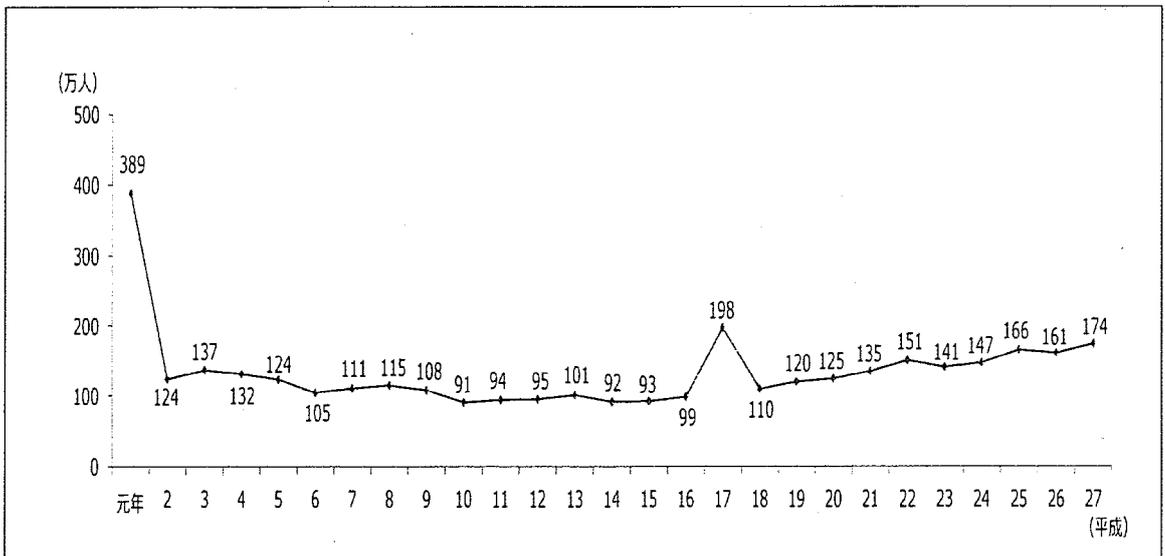
ウ 名古屋城（昭和34年度天守閣再建）

(7) 昭和34年度～昭和63年度



注 昭和59年度「名古屋城博」開催（222万人）

(i) 平成元年度～平成27年度



注1 平成元年度「世界デザイン博覧会」開催（389万人）

2 平成17年度「新世紀・名古屋城博」開催（198万人）